

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 達 川 雄 一 郎 様

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 近 藤 博

監査結果の報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく令和 8 年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 こども未来部 こども未来政策局
ネウボラ推進課、ネウボラ拠点施設整備課、保育幼稚園課
産業部 産業政策局
産業振興課、海事都市今治推進課、i. i. imabari!推進課、農林水産課
- 3 監査の期間 令和 8 年 4 月 6 日～令和 8 年 6 月 22 日

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和 7 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課の事務分掌、指摘事項等については、次のとおりである。

ネウボラ推進課

【事務分掌】

- (1) 子育て支援政策の総合企画に関すること。
- (2) 児童クラブに関すること。
- (3) 児童館に関すること。
- (4) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (5) こどもの居場所づくりに関すること。
- (6) こども家庭センターに関すること。
- (7) 児童虐待に関すること。
- (8) 家庭児童相談、女性相談及び母子・父子相談に関すること。
- (9) ひとり親家庭の福祉に関すること。
- (10) 母子生活支援に関すること。
- (11) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (12) 発達支援センターに関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 雑入について、前年度において現年度分として調定を行ったものの滞納繰越調定が出納閉鎖後の6月1日付けで行われていないものが見受けられたので適切な事務執行をされたい。
- 2 業務委託において、仕様書に定める業務従事者の要件等について、十分な確認ができていない状況が見受けられたので、適切な事務執行をされたい。(子育て応援ヘルパー派遣事業業務、今治版ネウボラ相談サテライトモデル事業業務、児童育成支援拠点事業運営業務)
- 3 今治市通学費助成金交付要綱の別表において、必要な文言が脱漏している箇所が見受けられたので速やかに改正手続を行われたい。
- 4 児童クラブ活動事業業務委託において、事業実施要領等で認められていない運用を行っている状況が一部見受けられるので、適切な事務執行をされたい。

(意見)

- 1 子育て情報ポータルサイト「いまこそ i m a b a r i」について、3月から開設したところであるが、まずは現状においての利用者の生の声を拾い集めるとともに、一定期間経過後においてはアクセスデータなどを詳しく分析することで、利用者のニーズやサイトの課題を的確に把握し、より高い利便性の確保に向けた改良につなげられたい。

- 2 児童育成支援拠点については市内を8つの区域に分けて、区域ごとに1か所の拠点を整備していくことを目指しており、現状ではその半分が未定の状況になっている。令和12年までの整備を目指す中で、エリア分けの見直し等も含め、よりスピード感を持って取り組まれたい。

ネウボラ拠点施設整備課

【事務分掌】

- (1) ネウボラ拠点施設整備に関すること。

【指摘事項等】

なし

保 育 幼 稚 園 課

【事務分掌】

- (1) 特定教育・保育施設に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業者に関すること。
- (3) 特定乳児等通園支援事業者に関すること。
- (4) 保育所に関すること。
- (5) 認定こども園に関すること。
- (6) 就園支援に関すること。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 U I J ターン保育士等支援事業費補助金等について、市外に対して積極的な情報発信をされたい。また同様の補助金（看護師, 介護福祉士）担当課、移住担当課、都市部でのイベント等を行う担当課との連携も検討されたい。

産 業 振 興 課

【事務分掌】

- (1) 商工団体の育成指導に関する事。
- (2) 地場産業の振興に関する事。
- (3) 中小企業の高度化に関する事。
- (4) 中小企業の金融相談及び融資に関する事。
- (5) 輸出振興に関する事。
- (6) 産業創出に関する事。
- (7) 産業に係る情報の収集及び分析に関する事。
- (8) 企業の技術開発及び産学官の連携に関する事(海事産業に関するものを除く。)
- (9) 一般財団法人今治地域地場産業振興センターに関する事。
- (10) 産業のイノベーション推進に関する事。
- (11) 発明、特許等知的所有権に関する事。
- (12) 商工業の労働力の確保に関する事。
- (13) 企業の誘致及び立地の推進に関する事。
- (14) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に関する事。
- (15) 新都市の調整に関する事。
- (16) 土地造成事業用地(造船振興に関するものを除く。)の取得、管理及び処分に関する事。
- (17) 土地造成事業(造船振興に関するものを除く。)に係る各種補償に関する事。
- (18) 土地造成工事(造船振興に関するものを除く。)の計画、設計、施行及び清算に関する事。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、商工業の振興及び開発事業に関する事。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 週休日の振替が未取得であった職員がいたので、今後は期限までに取得できるよう、条例及び規則のとおり適正に運用されたい。

(意見)

- 1 市民協働型イベント事業費補助金の支出において、要綱に定められている必要な書類を徴取しないまま補助金額を確定させている事例が見受けられたが、その書類について徴取する必要性・実効性が感じられないため、関係課と調整のうえ要綱改正を検討されたい。

- 2 一部の職員に時間外勤務が過大な状態が続いているため、人員増加の要求、業務分担の見直し、事務手続きの簡略化など、負担軽減策を検討されたい。

海 事 都 市 今 治 推 進 課

【事務分掌】

- (1) 海事都市の推進に関する事。
- (2) なみかた海の交流センターに関する事。
- (3) 海事産業に関する企業の技術開発及び産学官の連携に関する事。
- (4) MICE 施設の整備に関する事。
- (5) 造船振興に関する土地造成事業用地の取得、管理及び処分に関する事。
- (6) 造船振興に関する土地造成事業に係る各種補償に関する事。
- (7) 造船振興に関する土地造成工事の計画、設計、施行及び清算に関する事。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 MICE 施設の整備について、バリシップ開催に必要な機能を持たせ、海事産業の発展を図るとともに、市民の十分な納得が得られるような規模や機能を検討し、日常的な稼働が期待できる整備計画とされたい。

i. i. imabari! 推 進 課

【事務分掌】

- (1) 地域経済循環の推進に関すること。
- (2) ブランドの推進に関すること。
- (3) 特産品の宣伝及び販売対策に関すること。
- (4) 地域商社に関すること。
- (5) ふるさと納税に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 週休日の振替が未取得であった職員がいたので、今後は期限までに取得できるよう、条例及び規則のとおり適正に運用されたい。

(意見)

- 1 今治版ガストロノミー事業の推進に当たっては、行政内部のみならず、市民、事業者及び関係機関に対しても事業目的や方向性を分かりやすく示し、誰もが事業効果や必要性について理解・納得できるような事業展開に努められたい。
- 2 今治駅前 Bari ショップについては、来年度の事業実施に向けて実証実験等が進められているが、事業の実効性及び継続性を確保するには、関係機関との十分な連携及び協力体制の構築が重要とされているため、関係団体、民間事業者及び地域関係者との連携を一層強化し、関係機関から理解と評価を得られる取組を進められたい。また、施設運営に当たっては、将来的な収支見通しや運営コストを十分に精査し、持続可能な経営体制の構築に努めるとともに、安定的かつ健全な運営が図られるよう取り組まれたい。

農 林 水 産 課

【事務分掌】

- (1) 農林水産業の振興に関すること。
- (2) 米麦の生産指導等に関すること。
- (3) 果樹、そ菜園芸等の振興に関すること。
- (4) 畜産振興に関すること。
- (5) 農林漁業の制度融資に関すること。
- (6) 農林業地域改善対策事業等に関すること。
- (7) 新たな森林経営管理システムに関すること。
- (8) 治山林道に関すること。
- (9) 公有林整備に関すること。
- (10) 林野火災復旧復興に関すること。
- (11) 森林病虫害に関すること。
- (12) 生活環境保全林に関すること。
- (13) 火入れに関すること。
- (14) 水産資源の保護に関すること。
- (15) 漁業協同組合に関すること。
- (16) 農林水産業の担い手支援に関すること。
- (17) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣の捕獲、飼養等の許可に関すること。
- (18) 有害鳥獣に関すること。
- (19) 地産地消の推進に関すること。
- (20) 緑の募金に関すること。
- (21) 朝倉臼坂ふるさと交流館に関すること。
- (22) 農村環境改善センターに関すること。
- (23) 滞在型農園施設及び移住体験施設に関すること。
- (24) 農水産物加工施設に関すること。
- (25) 市民農園に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 会計事務に関して、金銭又は物品の出納保管事務を取り扱う者については、今治市会計規則第 111 条第 2 号の規定により市長の任命を受けなければならないこととされているが、任命のないまま金銭の出納保管事務を行っている事例が見受けられた。確認すると、後日、発令日を遡って発令があったとのことだが、法令に基づく権限

を有する者が行うべき事務であるので、今後は、任命手続を必要な時まで確実に実施されたい。

(意見)

- 1 林野火災復旧復興森づくり整備事業については、市民や企業との連携のもと、災害に強く、かつ親しみやすい憩いの森を再生していくことが重要である。本事業の目的に沿って、こうした理念が広く共有され、主体的な参画と意識向上につながるよう、取組の一層の充実を図られたい。